

一般社団法人国際ラーメン学会 運営規則

—入会—

第1条 当法人の会員は次の5種とする。

(1) 正会員

正会員は、当法人の目的に賛同する個人であり、会員1名以上の推薦によって入会することができる。大会における研究発表及び機関誌への投稿に関わる権利の他、学会理事の選挙権および被選挙権を有する。また、各種委員を務めることができる。

(2) U25会員

U25会員は、当法人の目的に賛同する満25歳以下であり、会員1名以上の紹介によって入会することができる。大会における研究発表及び機関誌への投稿に関わる権利の他、学会理事の選挙権および被選挙権を有する。また、各種委員を務めることができる。(学生は年齢問わず、U25会員と同等の扱いとする。ただし在学証明を提出すること)

(3) 団体(企業)会員

団体(企業)会員は、当法人の目的に賛同する団体(法人格、個人事業主、組織、機関)であり、会員1名以上の紹介によって入会することができる。大会における研究発表及び機関誌への投稿は別途、細則で定める。また、代表者(管理職以上)1名に限り学会理事の選挙権および被選挙権を有する。

(4) 名誉会員

名誉会員は、理事長又は会長の経験者、永年理事・監事を務めた者及びこの法人に対して特別の貢献のあった者の中から、理事会の決議を経て、推薦する者である。

(5) 賛助会員

賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人のために特別の援助を与える個人・組織・団体の中より、理事会が推薦する。大会における研究発表及び機関誌への投稿に関わる権利の他、学会理事の選挙権および被選挙権を有さない。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

3 正会員、U22会員、団体会員、又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める手続きに従って、事務局に申請し、理事会の承認を受けなければならない。

—会費—

第2条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会費を正会員は10,000円又は100米ドル、団体会員は15,000円又は150米ドル、U25会員は3,000円又は30米ドルとする。賛助会員は賛助1口30,000円(300米ドル)とする。

—退会—

第3条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

—除名—

第4条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

—社員の資格喪失—

第5条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

—役員等—

第6条 当法人の運営を補佐するために、定款に定める役員の外に、次の役員をおく。ただし正会員、U25会員、団体会員から候補し、理事会の議を経て代表理事が選任する。

1. 委員
2. 顧問

2 委員、顧問の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

—会員集会—

第7条 当法人の運営を補佐するために、会員集会をおく。会員集会は毎年1回、会長の召集によって開催される。会員集会の議長は代表理事がこれに当たる。

2 会員集会の決議は特に定めるものを除き、出席者の過半数の賛同によって決する。

3 理事会はその活動につき会員集会に報告を行わなければならない。ただし、この報告は会員に周知しうる他の方法によって代えることができる。

—附則—

- 1 この規程の変更は、理事会の議を経ることを要する。
- 2 この規則は、当法人成立の日から施行する。

施行：2025年6月1日